

農業農村整備事業における「ICT活用工事」の試行要領

1 趣旨

本要領は、青森県が発注する農業農村整備事業の工事において、建設現場で情報通信技術（ICT）を活用することにより、生産性及び施工品質の向上並びに就労環境の改善等を図るため、ICTを活用する工事（以下「ICT活用工事」という。）の試行にあたり、情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）（以下「農水省ガイドライン」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 定義

ICT活用工事とは、施工プロセスの各段階において、次に示す（１）～（５）の情報化施工技術（以下「ICT施工技術」という。）を活用する工事とする。

- （１）３次元起工測量
- （２）３次元設計データ作成
- （３）ICT建設機械による施工
- （４）３次元出来形管理等の施工管理
- （５）３次元データの納品

3 ICT施工技術の内容

農水省ガイドラインで定める内容とする。

4 ICT活用工事の発注方式

ICT活用工事の発注方式は、以下のとおりである。

- （１）発注者指定型
発注者がICT活用工事の実施を指定して発注する方式である。
- （２）受注者希望型
受注者からの希望によりICT活用工事を実施することができる旨を特記仕様書に明示して発注し、受注者から協議があった場合にICT活用工事を実施できる方式である。

5 ICT活用工事の対象工種

農水省ガイドラインで定める工種とする。

6 ICT施工技術の適用範囲

農水省ガイドラインで定める適用範囲とする。

7 実施内容

- （１）特記仕様書における条件明示
ア ICT活用工事の対象とする場合は、特記仕様書の表紙にその旨を記載する。

イ さらに、特記仕様書第3章の明示事項に発注方式、工種、3次元設計データの有無等の条件を記載する。

(2) 事前協議

ア 受注者は、施工計画書提出前に発注者へ工事打合簿によりICT活用工事計画書(別紙)を提出し、具体的な工事内容及び対象範囲等の協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。

イ 受注者希望型でICT活用工事を希望しない場合は、従来どおりの施工を実施するものとする。

ウ 発注者は、詳細設計で作成したICT活用工事に必要な3次元設計データのほか、ICT活用工事を実施するうえで有用となるその他成果品と関連工事の完成図書等を受注者に貸与する。

(3) 施工計画書

受注者は、(2)アで決定した内容について施工計画書に記載する。

(4) 見積書の提出

受注者は、(3)に基づく施工の開始前に、見積により積算する項目について見積書を提出する。

8 工事費の積算

(1) 発注者指定型

当初積算からICT活用工事を実施することを想定した費用により積算する。

ただし、見積により積算する費用は、当初積算では計上せず、受注者からの見積書提出を受けて変更時に計上するものとする。

(2) 受注者希望型

当初積算では従来どおりの施工により積算し、工事発注後、受注者からの見積書等に基づき費用を変更時に計上するものとする。

(3) その他

受注者の提案を発注者が「承諾」して施工した場合、費用を別途計上しない。

9 施工管理、監督・検査の対応

(1) 発注者は、ICT活用工事を実施するにあたり、農水省ガイドライン等に基づき施工管理、監督・検査を実施するものとする。

(2) 要領、基準類の改訂及び新たな基準類が定められた場合は、発注者と受注者が協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

(3) 受注者に対して従来手法との二重管理を求めないものとする。

10 工事成績評価における評価

(1) 加點評価の実施

ICT活用工事を実施した場合、第3号様式⑦5. 創意工夫I. 創意工夫のうち、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」に「1」を入力する。

(2) 減点評価の実施（発注者指定型のみ）

発注者指定型により発注した工事で、対象工種においてICTの活用を必須とする段階にICTの活用を実施しなかった場合、履行義務違反として5点減点する。

ただし、以下の場合には減点評価の対象としない。

- ア 既に納品された3次元データを活用できる場合等、本要領に基づく起工測量及び3次元設計データの作成を省略できる場合
- イ 降雪等により本要領による出来形管理の実施が困難となった場合
- ウ その他、やむを得ない理由によりICT活用工事の一部又は全部をとりやめる場合

11 証明書の発行

(1) 工種及び施工プロセスごとのICT活用証明書の発行区分は、表1のとおり。

(2) ICT活用証明書は、工事成績評定の通知時に発行する。

表1 ICT活用証明書の発行区分

| 工種 | 施工プロセス | | | | | ICT活用証明書の発行区分 |
|------------------|--------------|-----------------|-------------------|---------------------|----------------|---------------|
| | ① 3次元起工測量 | ② 3次元設計データ作成 | ③ ICT建設機械による施工 | ④ 3次元出来形管理等の施工管理 | ⑤ 3次元データの納品 | |
| 施工プロセス③が適用対象の工種 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 発行する(全面活用) |
| | ○ | ○ | ○ | × | × | 発行する(部分活用) |
| | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | 発行する(全面活用) |
| | △ | △ | ○ | ○ | ○ | 発行する(全面活用) |
| | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 発行する(部分活用) |
| | ○ | × | × | × | × | 発行しない |
| | ○ | ○ | × | × | × | 発行しない |
| 施工プロセス③が適用対象外の工種 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | 発行する(全面活用) |
| | ○ | ○ | — | × | × | 発行しない |

(凡例) ○：実施 ×：未実施 △別途業務等により実施済み —：対象外

附則

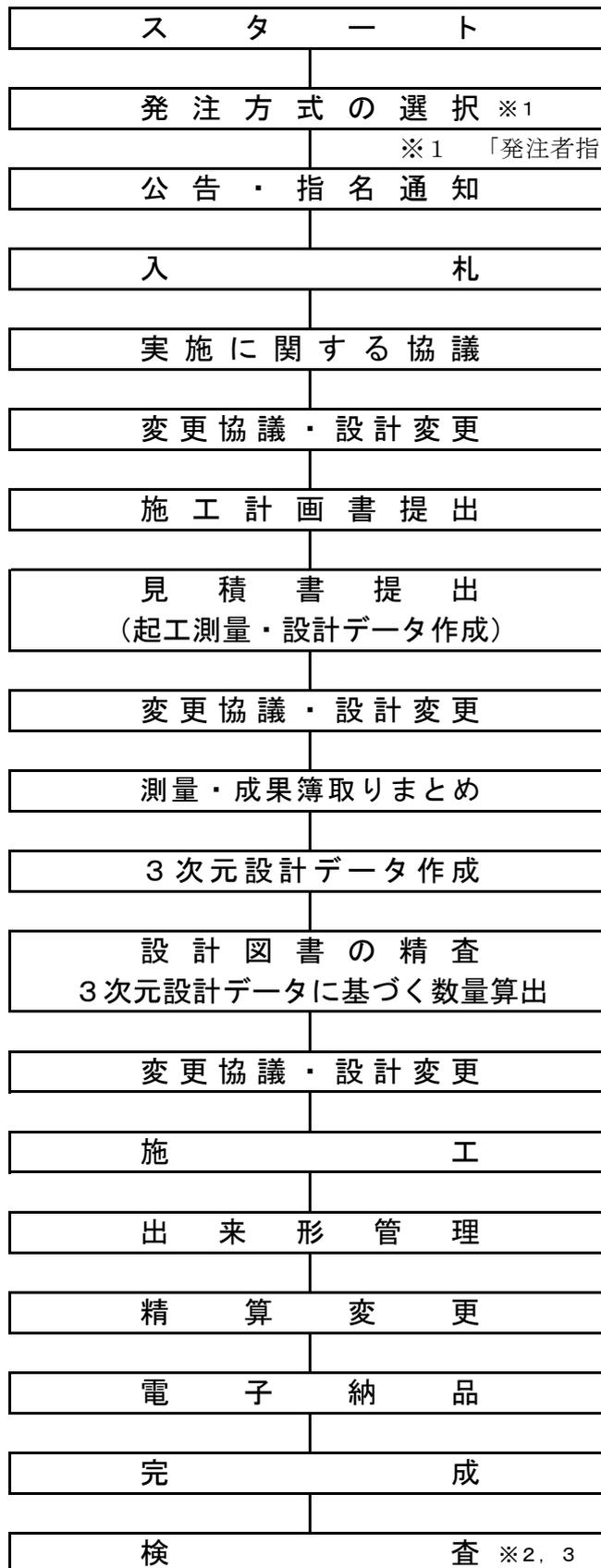
この要領は、令和3年10月1日以降施工中の工事から適用する。

この要領は、令和4年10月1日以降施工中の工事から適用する。

この要領は、令和5年7月1日以降施工中の工事から適用する。

この要領は、令和7年4月1日以降施工中の工事から適用する。

(参考) ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ



※1 「発注者指定型」又は「受注者希望型」

※2 工事成績評定における評価（加点又は減点）を実施

※3 「全面活用」又は「部分活用」に該当する場合は証明書を発行

